

(平成24年7月4日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認神奈川地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	12 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	6 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	22 件
国民年金関係	16 件
厚生年金関係	6 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 14 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月から 40 年 3 月まで

私の夫は、昭和 40 年 4 月頃、自宅に来た集金人から国民年金の加入を勧められ夫婦二人で国民年金に加入したが、国民年金保険料は納付していなかった。その後、しばらくして、集金人から未納とされている夫婦二人分の過去の保険料を納付することができるという旨を聞いたため、当該保険料を納付しようとしたところ、集金人から、後日、納付書を持って来るまで待つように言われた。しかし、私の夫は、払わなければならないものならば早く払ってしまいたいと思い、その場で申立期間の分を含めて 8,000 円程度の保険料を納付した。その際に、年金手帳に印紙を貼ったり、スタンプを押していたことを記憶している。集金人がいつ申立期間の領収書を持って来たか記憶は無いが、私の夫は確かに申立期間の夫婦二人分の保険料を納付したにもかかわらず、未納とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が昭和 40 年 4 月頃に国民年金の加入手続きを行い、しばらくしてから申立期間の夫婦二人分の国民年金保険料を集金人に納付したと主張しているところ、当時、申立人が居住していた地域では集金人による保険料徴収が行われていたことが確認できる上、申立人及びその夫の特殊台帳によると、申立期間直後の昭和 40 年度の保険料を昭和 41 年 4 月 20 日に一括納付していることが確認できることから、その時点で、申立期間の保険料を過年度納付により納付することが可能であった。

また、申立人は、昭和 40 年 4 月頃、集金人に国民年金の加入を勧められたこと、及び集金人から、本来集金人は過年度の国民年金保険料を収納するこ

とができないため、過年度納付書を準備するまで待つように言われたが、その場で申立期間の保険料を集金人に支払ってしまったことを具体的かつ鮮明に記憶していることから、申立内容には信憑<sup>びよう</sup>性がうかがえる。

さらに、申立人は、申立期間を除いて、国民年金加入期間に国民年金保険料の未納は無いことから、保険料の納付意欲は高かったものと認められる上、申立期間は8か月と短期間である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和22年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年1月から同年3月まで

私は、昭和43年1月に会社を退職した際に、区役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続を行った際に、持ち合わせていた現金で同年同月から同年12月までの国民年金保険料を区役所の窓口で一括で納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年1月に、区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を区役所の窓口で納付したと主張している。これについては、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金被保険者名簿により同年2月と確認でき、申立人の主張する国民年金の加入手続時期とも一致しており、申立人が申立期間の保険料を納付することは可能であることから、国民年金の加入手続を行ったにもかかわらず、加入直後である当該期間の保険料を納付しなかったとするのは不自然である。

また、申立期間は3か月と短期間であり、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付している。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和51年5月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和28年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和51年5月から同年8月まで

昭和51年頃、自宅に、母親の国民年金保険料の集金のために、集金人が来ていたため、母親が、その集金人に、私の国民年金の加入手続を行ったと思う。

申立期間の国民年金保険料については、事前に、私が、保険料相当額を母親に渡し、母親が、集金人に私の分と一緒に納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間当時居住していた区の国民年金被保険者名簿によると、当該期間の始期である昭和51年5月に、申立人の国民年金の加入手続が行われ、同年9月に被保険者資格の喪失手続が行われたことが確認できる。

また、申立人の申立期間の国民年金保険料を納付していたとする母親は、当該期間を含め、国民年金制度発足時の昭和36年4月から60歳に達するまでの保険料を全て納付しており、保険料の納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立期間は1回、かつ4か月と短期間であり、国民年金保険料の納付意識が高かった申立人の母親が、申立期間に係る国民年金の加入手続が行われている申立人の当該期間の保険料を納付したと考えても、特段不合理ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和56年3月の国民年金保険料及び63年4月の付加保険料を含めた国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和25年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和56年3月  
② 昭和57年10月から同年12月まで  
③ 昭和63年4月

申立期間①及び②について、結婚する前の期間は、父親が国民年金の加入手続や国民年金保険料の納付を行ってくれていた。

申立期間③について、結婚に伴い、父親から国民年金保険料の納付について、付加保険料を含めてきちんと引き継いだため、1か月未納となるはずがない。

申立期間①及び②の国民年金保険料が未納となっており、申立期間③の付加保険料を含めた国民年金保険料が未納となっていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、国民年金保険料を、申立人及び申立人の父親が納付していたと主張しているところ、申立人は、国民年金の加入後、申立期間を除き、保険料の未納は無い上、付加保険料を納付している期間もあるなど、申立人及び申立人の父親は、保険料の納付意識が高かったものと認められる。

また、申立期間①及び③について、当該期間はそれぞれ1か月と短期間であり、当該期間の国民年金保険料を納付することが困難な事情が特段うかがえないことから、納付意識が高かった申立人又は申立人の父親が納付していたと考えても不自然ではない。

2 一方、申立期間②について、オンライン記録によると、当該期間の国民

年金保険料が昭和 60 年 2 月に納付されたものの、既に時効により、納付義務が消滅したことから、過誤納金として処理され、58 年 1 月から同年 3 月までの保険料に充当されていることが確認できる。

また、申立人は、申立期間②の国民年金保険料の納付に関与しておらず、保険料を納付していたとする父親は既に他界しているため、当該期間当時の保険料の納付状況が不明である。

さらに、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

- 3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 56 年 3 月の国民年金保険料及び 63 年 4 月の付加保険料を含めた国民年金保険料については、納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 6 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月から 38 年 3 月まで

私は、昭和 37 年に、区役所から来た年配の男性職員に勧められ、自宅で国民年金の加入手続を行い、その後、国民年金保険料を集金人に納付していた。現在所持している国民年金手帳の「資格取得」欄にも、元々は「昭和 37 年 4 月 1 日」と記入しており、申立期間の保険料を納付していたのは明らかである。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の被保険者資格記録等から、申立人の国民年金の加入手続時期は昭和 38 年 4 月頃と推認できることに加え、申立人の特殊台帳によると、申立人は、37 年 4 月 1 日が国民年金の被保険者資格取得日とされていることが確認でき、申立人が所持する国民年金手帳及びオンライン記録においても、現在は訂正されているものの、申立期間当時は、同日が同資格取得日とされた形跡が確認できることから、当該期間当時、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付することが可能であったと考えられ、その後の保険料を 20 年にわたり、適切に納付している申立人が、12 か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたとしても不自然ではない。

また、申立人が居住している市では、昭和 35 年から、個別訪問により国民年金の加入勧奨を行っていたことが確認できる上、申立期間当時、同市では集金人制度が存在していることも確認できることから、申立内容に特段不合理な点は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和46年7月から同年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和24年生  
住所 :

#### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年7月から同年9月まで

私は、20歳になった翌年に、当時居住していた市の市役所で国民年金の加入手続きを行い、国民年金保険料は、私が、納付していた。

昭和46年の夏頃、就職のためA区へ転居し、同区の区役所で転入手続をした際に国民年金の住所変更手続きを行い、その後の国民年金保険料についても納付していた。

国民年金保険料は、60歳になるまできちんと納付していたはずなのに、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き、20歳から60歳に到達するまでの国民年金加入期間の国民年金保険料を全て納付し、保険料を前納している期間もある上、住所変更手続きについても適切に行っていることから、国民年金に対する関心及び保険料の納付意識は高かったものと認められ、その申立人が、3か月と短期間である申立期間の保険料を納付していたと考えても特段不合理な点は認められない。

また、オンライン記録では、当初、申立期間直前の昭和46年4月から同年6月までの国民年金保険料が未納とされていたが、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄により、当該期間の保険料の納付が確認できるとして、平成23年3月に納付済みに記録訂正されていることから、当時の行政側の記録管理が適切に行われていなかった可能性がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、平成15年9月1日から16年8月1日までの期間について、申立人の当該期間に係る標準報酬月額記録については、15年9月から16年6月までは26万円、同年7月は30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和50年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成9年4月1日から16年8月1日まで  
ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、当時の給与月額に比べて、著しく低額であることが判明した。

調査の上、申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間に係る標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間のうち、平成15年9月1日から16年8月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額については、申立人から提出されたA社に係る給与明細書及び同社から提出された源泉徴収簿兼賃金台帳により確認できる厚生年金保険料控除額から、15年9月から16

年6月までは26万円、同年7月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業所は、「当時の資料は保管していないが、申立人の当該期間に係る保険料を納付した。」と回答しているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所（当時）に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間のうち、平成9年4月1日から15年9月1日までの期間について、当該期間の標準報酬月額については、申立人は、当該期間に係る厚生年金保険料控除額を確認できる給与明細書等を所持していないため、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料控除額について確認できない。

このほか、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が当該期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立期間のうち、昭和21年4月1日から同年6月1日までの期間について、事業主は、申立人が同年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、当該期間における船員保険の被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、270円とすることが妥当である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 大正11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和16年4月1日から17年8月9日まで  
② 昭和17年8月11日から18年5月13日まで  
③ 昭和18年11月21日から19年8月1日まで  
④ 昭和19年8月23日から20年11月1日まで  
⑤ 昭和20年11月1日から21年6月30日まで

昭和16年4月1日にA社に入社し、終戦まで継続して、B職として乗船勤務し、終戦後も本社の残務整理をしていたにもかかわらず、申立期間①から⑤までの船員保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

申立期間①は、昭和16年4月1日にA社に入社し、3か月間程度の研修を受けた後に、同社C支店に赴任するため、D地から同社の船舶Eに乗船し、同船舶に係る船員保険の資格を取得した17年8月9日までの期間である。

申立期間②及び③は、船舶Eの資格を喪失した後、F河川に就航していた船舶G、その後、船舶Hに乗船勤務した期間及び同船舶が沈没した後、A社C支店に帰任するまでの期間である。

申立期間④は、船舶Hが沈没した後、船舶I及び船舶Jに乗船勤務していた期間である。

申立期間⑤は、終戦後にA社K支店において、約2か月間L地とM地

の間の船舶N及び船舶Oに乗船勤務していた期間並びにその後、同社本社に出社したが、本社は焼失していたので、P事業所内の事務所で同社の残務整理に従事した期間のうち、昭和20年11月1日から21年6月30日までの期間である。

### 第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間⑤のうち、昭和21年4月1日から同年6月1日までの期間について、申立人の詳細な記憶から、申立人が当該期間においてA社に勤務していたことが認められる。

また、Q社及びA社と併記されている船員保険被保険者名簿において、申立人と名は同じだが、姓が1字違いで、生年月日の記載は無く、資格喪失日が昭和21年6月1日で、備考欄に同年4月1日と記載されているものの、資格取得日が空欄となっている基礎年金番号に未統合の記録が確認できる。

さらに、上記被保険者名簿において資格取得日の記載が無く、備考欄に昭和21年4月1日と記載されている者で、当該被保険者名簿以外のA社に係る船員保険被保険者名簿及び船員保険被保険者台帳（旧台帳）において資格取得日を確認することができない者のうち、複数の者は、オンライン記録において同年4月1日を資格取得日と記録されていることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、前述の被保険者記録は申立人の被保険者記録であり、事業主は、申立人が昭和21年4月1日に船員保険被保険者の資格を取得し、同年6月1日に同資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、上記被保険者名簿に記載されている当該期間の標準報酬月額から270円とすることが妥当である。

- 2 申立期間①について、申立人は、「学校を卒業後、別の会社を経て、昭和16年4月1日にA社に入社した。船員として船舶に乗ったのは船舶Eが初めてである。」と述べているところ、A社の職員名簿を保管しているR社から提出のあった海上職員経歴名簿によると、申立人は、17年7月25日付けでA社に入社していることが確認できることから、当該期間の大部分は、同社入社前の期間となる。

また、当時の船員保険法（昭和15年3月1日施行）第17条には、「船員法第1条ニ規定スル帝国臣民タル船員ニシテ本法施行地ニ船籍港ヲ定ムル船舶ニ乗組ムモノハ船員保険ノ被保険者トス」とあるところ、申立人は、「船舶Eには赴任のため、乗船していた。」と述べており、オンライン記録において、申立人の最初の船員保険被保険者期間として

記録のある昭和 17 年 8 月 9 日から同年 8 月 11 日までの期間は、A 社の船舶 E における記録であることが確認できることから、申立人は、同年 8 月 9 日より前の期間は船員として船舶に乗っておらず、船員保険の被保険者に該当していなかったことがうかがえる。

さらに、A 社は既に解散しており、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

- 3 申立期間②及び③について、申立人は、「昭和 17 年 8 月に A 社 C 支店赴任後、船舶 G に 19 年 3 月までの約 1 年 7 か月間乗船していた。」と述べているところ、R 社から提出のあった A 社に係る船舶台帳において、同船舶を確認することができない。

また、申立人は、「船舶 G は、F 河川を航行する川船であった。」と述べているところ、当時の船員保険法においても、「湖、川又は港のみを航行する船舶（当時は、平水区域ヲ航行スル船舶）」に乗り組む船員は船員保険の被保険者から除外されていた。

さらに、申立人が船舶 G において乗船勤務していたと述べている複数の同僚の氏名は、オンライン記録及び船員保険被保険者名簿で確認できない。

加えて、昭和 19 年 3 月頃に船舶 G を下船した後、船舶 H に同船舶が沈没（19 年 \* 月 \* 日）するまでの期間、乗船勤務したと述べているものの、同船舶の船員保険被保険者名簿において、既にオンライン記録で確認できる記録以外に申立人に係る記録は見当たらない。

また、申立人は、船舶 H に係る船員手帳等の勤務の実態を確認できる資料を所持していない上、同船舶に勤務した同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

- 4 申立期間④について、申立人は、船舶 I に昭和 19 年 8 月頃から同船舶が沈没（20 年 \* 月 \* 日）するまでの期間、乗船勤務したと述べているところ、R 社から提出のあった A 社に係る船舶台帳において、当該船舶の船舶名を確認することができるものの、同社に係る船員保険船舶所有者名簿において、当該船舶が船員保険の適用船舶であったことが確認できない。

また、申立人は、「船舶 I は、F 河川を航行する川船であった。」と述べているところ、前述のとおり、「湖、川又は港のみを航行する船舶（当時は、平水区域ヲ航行スル船舶）」に乗り組む船員は船員保険の被保険者から除外されていた。

さらに、申立人は、船舶 I が沈没した後、終戦までの 4 か月間、船舶 J に乗船勤務したと述べているが、当該沈没の時期が当時の新聞報道と一致しない上、同船舶に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名を確認することができない。

加えて、申立人は、船舶 I 及び船舶 J に係る船員手帳等の勤務の実態を確認できる資料を所持していない上、同船舶に勤務した同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

- 5 申立期間⑤のうち、昭和 20 年 11 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間及び申立期間⑤のうち、同年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間について、申立人は、「船舶 J が遭難した後、A 社 K 支店において、約 2 か月間、船舶 N 及び船舶 O に乗船勤務を経て、同社の本社に就社した。」と述べているものの、同社は、既に解散しており、当時の事業主は所在不明であることから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

また、申立人は、船員手帳等の勤務の実態を確認できる資料を所持していない上、同僚の氏名を記憶していないことから、申立人の当該期間における勤務実態について確認することができない。

- 6 このほか、申立人は、申立期間①から④までの期間並びに申立期間⑤のうち、昭和 20 年 11 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間において船員保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①から④までの期間並びに申立期間⑤のうち、昭和 20 年 11 月 1 日から 21 年 4 月 1 日までの期間及び同年 6 月 1 日から同年 6 月 30 日までの期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果、平成 20 年 7 月 18 日は 28 万 5,000 円、同年 12 月 18 日は 33 万 2,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の同年 7 月 18 日は 24 万円、同年 12 月 18 日は 27 万 9,000 円と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を同年 7 月 18 日は 28 万 5,000 円、同年 12 月 18 日は 33 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（平成 20 年 7 月 18 日は 24 万円、同年 12 月 18 日は 27 万 9,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 60 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 20 年 7 月 18 日  
② 平成 20 年 12 月 18 日

私が A 社で平成 20 年 7 月 18 日及び同年 12 月 18 日に支給された賞与について、事業主は、総支給額に基づいて厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、総支給額ではなく、社会保険料等を控除後の差引支給額を社会保険事務所（当時）に届出を行っていた。

事業主は、誤りに気付いて訂正届を年金事務所に提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎とならないため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額に訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額については、オンライン記録にお

いて、当初、平成 20 年 7 月 18 日は 24 万円、同年 12 月 18 日は 27 万 9,000 円と記録されていたが、当該額は、申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の 24 年 1 月に、20 年 7 月 18 日は 28 万 5,000 円、同年 12 月 18 日は 33 万 2,000 円に訂正されたところ、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた訂正前の標準賞与額となっている。

しかし、A 社から提出された賞与の給料台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、事業所が提出した賞与の給料台帳において確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成 20 年 7 月 18 日は 28 万 5,000 円、同年 12 月 18 日は 33 万 2,000 円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行ったと回答していることから、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間の標準賞与額については、事後訂正の結果、平成 15 年 7 月 18 日は 36 万円、20 年 7 月 18 日は 46 万円、同年 12 月 18 日は 53 万 7,000 円とされているところ、当該額は、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、訂正前の 15 年 7 月 18 日は 30 万 1,000 円、20 年 7 月 18 日は 38 万円、同年 12 月 18 日は 44 万 2,000 円と記録されているが、申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立期間の標準賞与額に係る記録を 15 年 7 月 18 日は 36 万円、20 年 7 月 18 日は 46 万円、同年 12 月 18 日は 53 万 7,000 円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準賞与額（平成 15 年 7 月 18 日は 30 万 1,000 円、20 年 7 月 18 日は 38 万円、同年 12 月 18 日は 44 万 2,000 円）に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 46 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 15 年 7 月 18 日  
② 平成 20 年 7 月 18 日  
③ 平成 20 年 12 月 18 日

私が A 社で平成 15 年 7 月 18 日、20 年 7 月 18 日及び同年 12 月 18 日に支給された賞与について、事業主は、総支給額に基づいて厚生年金保険料を控除したにもかかわらず、総支給額ではなく、社会保険料等を控除後の差引支給額を社会保険事務所（当時）に届出を行っていた。

事業主は、誤りに気付いて訂正届を年金事務所に提出したが、厚生年金保険料は時効により納付できず、年金額の計算の基礎とならないため、年金額の計算の基礎となる標準賞与額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間における標準賞与額については、オンライン記録において、当初、平成15年7月18日は30万1,000円、20年7月18日は38万円、同年12月18日は44万2,000円と記録されていたが、当該額は、申立期間に係る厚生年金保険料の徴収権が時効により消滅した後の24年1月に、15年7月18日は36万円、20年7月18日は46万円、同年12月18日は53万7,000円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額は、当該訂正後の標準賞与額ではなく、当初記録されていた訂正前の標準賞与額となっている。

しかし、A社から提出された賞与の給料台帳により、申立人は、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の申立期間の標準賞与額については、事業所が提出した賞与の給料台帳において確認できる賞与総支給額及び厚生年金保険料控除額から、平成15年7月18日は36万円、20年7月18日は46万円、同年12月18日は53万7,000円に訂正することが必要である。

なお、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主は、申立期間当時の事務手続を誤ったとして訂正の届出を行ったと回答していることから、当該保険料（訂正前の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B支店における厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を昭和40年7月15日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を3万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和11年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年7月15日から同年8月1日まで

私は、昭和35年4月から63年7月までにA社に継続して勤務していたが、同社C支店から同社B支店に異動した申立期間の被保険者記録が無いことが分かった。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及びA社から提出された従業員詳細情報（人事記録）から判断すると、申立人が申立期間において同社に継続して勤務し（昭和40年7月15日に、同社C支店から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社B支店における昭和40年8月の社会保険事務所（当時）の記録から、3万6,000円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間における標準賞与額に係る記録を8万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 51 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 17 年 12 月 2 日

私は、平成 14 年 5 月 16 日から 18 年 2 月 15 日まで A 社で勤務していた。

ねんきん定期便では、平成 15 年（夏及び冬）、16 年（夏及び冬）及び 17 年（夏）の標準賞与額の記録があるにもかかわらず、申立期間の記録が無いのは納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A 社が加入している B 健康保険組合から提出された申立人に係る平成 17 年 12 月 2 日支払分に係る健康保険被保険者標準賞与決定通知書には、賞与額 8 万円と記載されている。

また、事業主は、申立人に係る申立期間に賞与が支払われたのは間違いなく、厚生年金保険の記録が無いのは手続ミスがあったと思われる旨回答している。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準賞与額については、上記の標準賞与決定通知書から確認できる賞与額から、8 万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の納付義務を履

行したか否かについては、事業主は、申立期間に係る賞与支払届を社会保険事務所（当時）に提出しておらず、保険料も納付していないとされていることから、社会保険事務所は、申立人に係る平成17年12月2日の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成元年4月から同年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和41年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年4月から同年10月まで

私が大学を卒業した後の平成元年3月の下旬頃に、私の母親が区役所で私の国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、母親が毎月、郵便局で納付していたが、自分で納付したことも1回か2回はあった。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が平成元年3月の下旬頃に区役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、申立人又は母親が納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続に直接関与しておらず、保険料の納付金額についての記憶が明確ではない上、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその母親も、国民年金の加入手続及び保険料の納付金額についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金第3号被保険者の該当届出の処理日から、平成5年2月と推認でき、その時点まで申立期間は国民年金の未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、申立人は申立期間当初から手帳記号番号の払出時期を通じて同一区内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる形跡も見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関

連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成14年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和27年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年2月及び同年3月

私の夫は、平成14年2月に会社を退職した後に、私の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を区役所で行い、申立期間の国民年金保険料についても夫が、郵便局で納付書により私たち夫婦及び私たちの娘の3人分を一緒に納付していた。

夫と娘の申立期間の国民年金保険料は納付済みであるにもかかわらず、私のみ当該期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が、申立人の国民年金第3号被保険者から第1号被保険者への種別変更手続を区役所で行い、申立期間の国民年金保険料についても夫婦及びその娘の3人分を一緒に納付していたと主張しているが、申立人と一緒に保険料を納付していたとするその夫の当該期間の保険料は平成14年5月31日に、また、その娘の当該期間の保険料は同年4月19日に納付されていることがそれぞれのオンライン記録により確認できることから、申立内容と一致しない。

また、オンライン記録により確認できる申立人の夫及びその娘の国民年金保険料の納付時期（平成14年4月19日又は同年5月31日）については、保険料の収納事務が国に一元化された同年4月以降の期間であり、事務処理の電算化が一層促進されたことを踏まえると、オンライン記録において、夫及び娘と一緒に申立期間の保険料を納付したとする申立人の当該期間の記録管理に誤りがあったとは考え難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 6759 (事案 2682 及び 3865 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 4 月から 59 年 9 月までの期間、60 年 1 月から平成 2 年 12 月までの期間、3 年 5 月から同年 11 月までの期間、4 年 2 月から 5 年 11 月までの期間及び 6 年 1 月から 15 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付を免除されていたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 56 年 4 月から 59 年 9 月まで  
② 昭和 60 年 1 月から平成 2 年 12 月まで  
③ 平成 3 年 5 月から同年 11 月まで  
④ 平成 4 年 2 月から 5 年 11 月まで  
⑤ 平成 6 年 1 月から 15 年 4 月まで

私は、昭和 51 年頃に区役所から国民年金保険料の免除の申請をすることができる旨の説明を受け、昭和 51 年度の保険料について免除申請を行った。その際、免除制度について、担当者から、「国民年金保険料の申請免除は、一度申請して認められれば、それ以降は手続をしなくても失業したときなどは免除が続きます。」との説明を受けていた。

このため、昭和 51 年度の国民年金保険料が免除されてから 2 年後と 3 年後に、免除記録を確認したところ、52 年度と 53 年度も免除となっていたので、その後の申請は不要と思い、54 年度以降の申請手続をしないうでいた。しかしながら、その結果、54 年度と 55 年度の 2 年間を加えた計 5 年間が免除となっているものの、56 年度以降の申立期間の保険料が免除されておらず、未納とされていることに納得がいかない。

委員会における前回の判断後、私が免除の申請を行った当時の生活状況を確認できる証拠が見付かり、これにより、行政側において昭和 54 年度及び 55 年度に誤った免除の処理が行われたことが明確であることから、行政側の記録管理は信用できないものとなっている。このため、56 年度以降も引き続き、私の主張どおり申立期間の国民年金保険料の免除が認められるべきである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、これまで2回にわたり第三者委員会へ申立てを行っている。初回の申立てに当たっては、昭和51年度に申請免除の手続きを行い、区役所の担当者から、「国民年金保険料の申請免除は、一度申請して認められれば、それ以降は手続きをしなくても失業したときなどは免除が続きます。」との説明を受けていたとして、自身の厚生年金保険に加入していない期間について保険料の免除が認められているはずであると主張している。また、2回目の申立てに当たっては、54年度当時は、自身の経済状況から本来認められるべきでない免除の申請が認められており、行政側の<sup>つづ</sup>手続き処理が適切ではなかったことから、申立期間の保険料の免除は認められるべきであると主張している。

しかし、i)申請免除は、制度上、1回の申請で継続して生涯の免除が認められることはあり得ないこと、ii)2回目の申立てに当たり提出された資料は、日常のことを綴<sup>つづ</sup>ただけのものであり、申立人の主張を肯定するものとは認められないことなどから、申立人に対し、申立期間の国民年金保険料が免除されていたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき平成21年10月15日付け及び22年6月16日付けの通知が行われている。

今回の再々申立てに当たって、申立人は、申立期間に係る免除の申請が認められるべきであるとする資料として、新たに申立期間当時、申立人が経営していた店舗の賃貸契約に関する書類の写しを提出し、当時の自身の経済状況から本来認められるべきでない免除の申請が認められており、行政側の記録管理に不備があることから、申立期間の保険料の免除が認められるべきであると主張している。しかし、申立人から提出された資料は、賃借していた店舗の家賃の支払いを行っていることを示すのみで、申立人の主張を肯定する内容の資料とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料について免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 5 月から平成 3 年 3 月まで

私は、申立期間当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、全て母親に任せていたので詳しいことは分からないが、母親からは、私が 20 歳になってから間もなく、私宛てに保険料の納付書が 1 年分届いたので、昭和 63 年\*月頃、母親が市役所で私の国民年金の加入手続を行い、私が就職する前の平成 3 年 3 月まで、毎月 1 万 3,300 円の保険料を市役所又は郵便局で納付していたと聞いている。

私は、母親から、学生時代より国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していたと聞いていたにもかかわらず、申立期間が国民年金に未加入とされ、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料の納付を行ったとするその母親は、申立人が 20 歳になった昭和 63 年\*月頃、市役所で申立人の国民年金の加入手続を行い、市役所又は郵便局で申立期間の国民年金保険料を納付したと述べている。しかし、オンライン記録によると、申立人の国民年金の記録は、元々申立人の厚生年金保険被保険者番号であったものが基礎年金番号とされ、その記録を基に作成されており、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日及び国民年金保険料の納付記録から、申立人の国民年金の加入手続は平成 14 年 9 月又は同年 10 月に行われたものと推認でき、申立内容と一致しない上、その時点において申立期間は、時効により保険料を納付することができない期間である。

また、申立人の母親は、申立期間の国民年金保険料についても月額 1 万

3,300 円であったと述べるのみで、当該期間当時の保険料の納付に関する記憶が明確でない上、主張している保険料額も当該期間当時の保険料額とは一致していない。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことに加え、申立人の所持する年金手帳には、申立人の国民年金手帳記号番号は記載されておらず、オンライン記録においても、申立人が初めて国民年金第1号被保険者となった平成14年9月以前に同被保険者資格を取得した記録は無いことから、申立期間は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することはできない期間である。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 3 月から 59 年 9 月までの期間、同年 10 月から 60 年 5 月までの期間、同年 6 月から同年 7 月までの期間、同年 8 月から 62 年 6 月までの期間、平成 13 年 4 月から 14 年 4 月までの期間、18 年 4 月から 19 年 9 月までの期間及び 20 年 2 月から 23 年 12 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 37 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 57 年 3 月から 59 年 9 月まで  
② 昭和 59 年 10 月から 60 年 5 月まで  
③ 昭和 60 年 6 月から同年 7 月まで  
④ 昭和 60 年 8 月から 62 年 6 月まで  
⑤ 平成 13 年 4 月から 14 年 4 月まで  
⑥ 平成 18 年 4 月から 19 年 9 月まで  
⑦ 平成 20 年 2 月から 23 年 12 月まで

私は、平成 23 年 9 月に年金事務所からもらった「国民年金保険料納付記録の照会について（回答）」では、私の国民年金資格取得日は昭和 59 年 10 月 21 日とされているため、同年同月頃、父親又は母親がどこかで私の国民年金の加入手続きを行い、母親が国民年金保険料を納付してくれていたはずであると思っているが、一方で国民年金の加入資格は 20 歳からとなっていることから、57 年頃に加入手続きが行われていた可能性もあると思っている。

申立期間①が国民年金に未加入で、申立期間③を除く②から⑦までの国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

また、申立期間③は、厚生年金保険に加入していた期間であるが、父親又は母親が私の国民年金保険料を納付していた可能性があるため保険料を還付してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②について、申立人は、自身の年金手帳の「初めて被保険者となった日」欄に「昭和 59 年 10 月 21 日」と記載されているため、同年同月頃、その父親又は母親がどこかで申立人の国民年金の加入手続を行い、その母親が申立人の国民年金保険料を納付していたはずであると主張しているが、この「初めて被保険者となった日」は、保険料の納付の有無にかかわらず、強制加入期間の初日まで遡及することから、保険料の納付の始期を特定するものではない上、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、申立人の居住していた市の国民年金手帳交付簿からみて、62 年 8 月頃と確認できることから、その時点では、申立期間①及び②は国民年金の未加入期間で保険料を納付することができない期間である。

また、申立期間③については、申立人のオンライン記録によると、平成 21 年 11 月に申立人の厚生年金保険が統合されたことが確認でき、その時点で当該期間の国民年金保険料が納付済みであれば、過誤納となり、保険料が還付されることとなるが、過誤納保険料の発生及び還付に係る記録も見当たらない。

さらに、申立期間④については、申立人が当該期間の国民年金保険料を納付するには、加入手続時期において遡って保険料を納付するしかないが、申立人の保険料を納付していたとするその母親は保険料を遡って納付したことはないと述べている。

加えて、申立期間⑤から⑦までについて、申立人は、父親が亡くなった平成 13 年からは、その母親が申立人名義の預金通帳から口座振替で国民年金保険料を納付していた可能性があるとして主張しているが、その母親は、同年からは申立人の保険料を納付したことは無いと証言していることから、申立内容と一致しない上、当該期間は、9 年 1 月の基礎年金番号の導入後の期間であり、基礎年金番号に基づき国民年金保険料収納事務の電算化が図られていた状況下であることを踏まえると、当該期間の記録管理が適切に行われていなかったとは考えにくい。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月までの期間、53 年 4 月から 54 年 6 月までの期間及び 58 年 4 月から 59 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 21 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 4 月から 51 年 3 月まで  
② 昭和 53 年 4 月から 54 年 6 月まで  
③ 昭和 58 年 4 月から 59 年 3 月まで

私は、昭和 45 年頃、自宅兼店舗に来ていた集金人に国民年金の加入を勧められたので、私の妻と一緒に国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、妻が、集金人に夫婦二人分の保険料を納付していたにもかかわらず、申立期間①、②及び③の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 45 年頃、その妻と一緒に国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については妻が、夫婦二人分の保険料を集金人に納付していたと主張しているが、申立人は、保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の保険料を納付していたとするその妻から証言を得ることができないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人が、申立期間①、②及び③当時居住していた市では、昭和 50 年 4 月に集金人制度が廃止されていることが市の広報紙により確認できることから、当該期間の国民年金保険料を妻が集金人に納付していたとする申立人の主張とは一致しない。

さらに、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたとするその妻についても、申立期間①、②及び③の保険料が未納となっている。

加えて、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納

付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 53 年 8 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 30 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 53 年 8 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 51 年 6 月に町役場で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、結婚するまでは納付書により町役場で納付しており、結婚した後は私の夫が、口座振替により納付していたはずである。

申立期間の国民年金保険料が未加入による未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、結婚するまでは納付書により町役場で納付しており、結婚した後はその夫が、口座振替により納付していたはずであると主張しているが、申立人は、保険料の納付時期及び納付金額についての記憶が明確ではない上、結婚後の保険料を納付していたとするその夫から証言を得ることはできないことから、保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の基礎年金番号となっている国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 5 月に払い出され、61 年 4 月に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人の所持する年金手帳により確認できる上、51 年 1 月に払い出され、平成 22 年 11 月に申立人の基礎年金番号に統合された手帳記号番号が記載された年金手帳及び当該手帳記号番号の特殊台帳によると、申立人の国民年金の被保険者資格喪失日は昭和 51 年 11 月 8 日となっており、その後、申立人が当該手帳記号番号で国民年金に再度加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加

入期間であり、保険料を納付することができない期間である。

さらに、申立人は、申立期間中に数回転居していることが申立人の戸籍の附票により確認でき、当該期間は92か月に及んでいることから、これだけの長期間にわたる事務処理を複数の行政機関が続けて誤ることは考えにくい上、申立人は、転居するたびにその夫が住所の変更手続を行ったと主張しているが、申立人の所持する2冊の年金手帳からは当該期間当時、住所の変更手続が行われた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6764 (事案 5488 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 7 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 34 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 7 月から 61 年 3 月まで

私は、国民年金の加入手続を行った時期ははっきりと覚えていないが、市役所で国民年金の加入手続を行った。加入手続後の国民年金保険料については、私が 20 歳になった昭和 54 年\*月から納付書により金融機関で納付していた。

前回、申立てを行ったが、記録の訂正は認められなかったことに納得できないため、再申立てを行う。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、市役所で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人は、申立期間当時の加入手続についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況が不明であること、ii) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 3 月に払い出されていることが確認できるが、申立人は過年度納付により申立期間の保険料を遡って納付した記憶は無く、申立人に別の手帳記号番号が払い出されていた形跡も見当たらないことなどから、申立人が申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできないとして、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 27 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付に関して、新たな資料や情報を提示しているわけではないが、改めて市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料については、納付書により金融機関で納付していたと主張しているため、当委員会において、申立人の年金記録及び前回の申立内容に関して再度調査を行ったが、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人の平成5年12月から6年10月までの期間及び7年4月から8年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年12月から6年10月まで  
② 平成7年4月から8年8月まで

私は国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について、全て母親に任せていたので詳しいことは分からないが、母親から、1歳上の私の兄と同様に、私が20歳になった平成5年\*月頃、当時居住していた区の区役所で私の国民年金の加入手続を行い、その後、区役所から送付されて来た納付書により、6年11月に会社に就職するまで、私の保険料を金融機関の窓口で納付していたと聞いている。また、私がその会社を退職した後も、7年4月頃、母親が区役所で国民年金の再加入手続を行い、私の保険料を納付してくれたはずである。

申立期間①が国民年金に未加入とされ、申立期間②の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付について直接関与しておらず、申立人の加入手続及び当該期間の保険料の納付を行ったとするその母親は、申立人が20歳になった時に通知が送られて来ていれば必ず国民年金に加入し、当該期間の保険料を納付していたはずであると述べているが、申立人の年金手帳及び保険料の納付書の受取時期や当該期間の保険料の納付額についても憶<sup>おぼ</sup>えていないことから、国民年金の加入手続状況及び当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続等を行ったとするその母親は、申立人の加入手続を申立人が20歳になった平成5年\*月頃に行ったと主張している。

しかし、オンライン記録によると、申立人の国民年金の記録は、元々申立人の厚生年金保険被保険者番号であったものが基礎年金番号とされ、その記録を基に作成されており、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日、国民年金保険料の納付記録及び申立人の所持する年金手帳の記載から、申立人の加入手続は、14年4月又は同年5月に行われたと推認され、申立内容と一致しない。

さらに、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことに加え、申立人の所持する年金手帳には、申立人の国民年金手帳記号番号は記載されておらず、オンライン記録においても、平成21年1月30日に申立期間②の国民年金被保険者資格の追加処理が行われていることから、その時点において、申立期間①は未加入期間で、国民年金保険料を納付することができない期間であり、また申立期間②は時効により保険料を納付することができない期間である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 6766 (事案 6381 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から57年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和24年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年8月から57年12月まで

私は、昭和50年3月頃、区役所で国民年金の加入手続を行い、44年8月から50年3月までの国民年金保険料を、同区役所の国年課の窓口で、2回に分けて納付した。その金額は、総額7万円ぐらいだった。同年4月以降の保険料は、最初は金融機関の集金人に頼んで、その後、納付書により納付していた。

私は、昭和57年12月頃、社会保険事務所(当時)に出向いたとき、それまで私の名前の振り仮名が間違っていて登録されていたことが分かり、その場で正しい振り仮名に訂正されたことを思い出した。したがって、同じ時期に加入手続を行った妻に付与された国民年金手帳記号番号の近くに、振り仮名を間違えて登録された私の手帳記号番号があるはずであり、それにより年金記録を回復してほしいため、再度申立てを行った。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年3月頃、国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張しているが、i) 申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、申立人の国民年金の加入手続時期は、60年2月と推認され、申立内容と一致しないこと、ii) 同加入手続時点においては、当該期間の保険料は時効により納付することができないことなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成23年12月21日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、昭和57年12月頃、社会保険事務所、それまで申立人の名前の振り仮名が間違っていて登録されていることが分かり、

その場で訂正されたことを思い出したことから、50年3月頃、同じ時期に国民年金の加入手続を行ったその妻の国民年金手帳記号番号の近くに、申立人の別の手帳記号番号が払い出されているはずであると主張しているが、申立人は、前回同様、現在所持している年金手帳以外に年金手帳を受け取った記憶は無い上、申立人に別の手帳記号番号が払い出されている形跡も見当たらないことに加えて、当該期間の保険料を納付していた際の状況などについての具体的な記憶も無いなど、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は認められないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成4年11月から8年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和46年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年11月から8年5月まで

私は、会社を退職した後の平成4年11月頃、会社から受け取った年金手帳を持参して、私の母親と一緒に区役所に行き国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料については、私又は母親が、後から郵送されてきた納付書により金融機関で納付していた。私の年金手帳には、「被保険者となった日」が同年11月20日と記載されており、申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した後の平成4年11月頃、会社から受け取った年金手帳を持参して区役所に行き国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立人のオンライン記録によると、i) 申立期間直後の平成8年6月から同年9月までの国民年金保険料は、過年度納付により納付されていること、ii) 同年10月の国民年金被保険者資格喪失の記録及び10年6月の被保険者資格取得の記録は、同年7月に追加処理されていること、iii) 厚生年金保険記号番号が9年1月付けで基礎年金番号に切り替えられており、当該番号で4年11月に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人は10年7月に国民年金の加入手続を行い、その時点において、保険料を納付することができる8年6月から同年9月までの保険料を過年度納付により納付したと考えるのが合理的である。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、申立人に対して国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人の所持する年金手帳には手帳記号番号が記載されていない上、申立人は、申立期間当初から基礎年金番号が導入された平成9年1月を通じて同一区内に居住しており、手

帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 4 月から同年 6 月までの期間、同年 12 月、平成 3 年 12 月から 4 年 3 月までの期間及び 6 年 4 月から 7 年 4 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 42 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 63 年 4 月から同年 6 月まで  
② 昭和 63 年 12 月  
③ 平成 3 年 12 月から 4 年 3 月まで  
④ 平成 6 年 4 月から 7 年 4 月まで

私は、会社を退職するたびに、A 市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を一緒に行った。国民年金保険料については、申立期間①から④ともに、納付書が届いていれば納付期限内に自宅近くの郵便局又は金融機関で納付していたはずである。申立期間①から④は、それぞれ退職した直後に加入手続を行い、保険料を期限内に納付していたにもかかわらず、保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職した直後に、その都度市役所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、申立期間当時、国民年金の加入手続を行うと、国民年金手帳記号番号が払い出されるところ、申立人の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の基礎年金番号は、厚生年金保険被保険者記号番号を基にして付番され、その番号で、国民年金の被保険者記録が作成されていることから、申立人の国民年金の加入手続は、基礎年金番号制度が導入された平成 9 年 1 月よりも後に会社を退職した 13 年 6 月以降に行われたと推認できることに加え、申立期間①の被保険者資格の喪失及び申立期間②から④までの期間の同資格の得喪に係る記録が、同年 7 月 17 日に追加処理されていることが確認できることから、申立期間当時においては、申立期間は国民年金の未加入期間で、納付書等が発行されることは無く、国民年金保

険料を納付することができなかつた上、国民年金の加入手続時期と推認できる時点においても、申立期間の保険料は、いずれも時効により納付することができない。

また、申立人は、申立期間のいずれも、市役所で国民年金及び国民健康保険の加入手続を一緒に行ったと主張しているが、同市では、申立人の申立期間に係る国民健康保険の加入はなされておらず、平成13年6月1日以降加入している旨回答している上、申立期間③については、申立人がその直前に勤務していた会社の健康保険の任意継続被保険者（3年12月16日資格取得、4年4月15日資格喪失）となっていたことが確認でき、申立期間④については、その大半の期間において、申立人の父親が勤務する会社の健康保険に被扶養者認定（6年5月12日認定、7年5月9日認定解除）されていたことが確認でき、申立人の主張と符合していない。

さらに、申立人は、申立期間に係るそれぞれの国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付についての記憶が定かではなく、当該期間の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が確認できない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県国民年金 事案 6769 (事案 6025 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 38 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 10 月から 61 年 3 月まで

私が、20 歳になった昭和 58 年\*月頃に、母親が、私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していた。私の夫の年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、22 歳の会社に入社した日となっているが、私の年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、20 歳の前日の 58 年\*月\*日となっているため、同日に私の国民年金の加入手続が行われた証拠だと思うので、再申立てを行った。申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当初の申立てにおいて、申立人が、20 歳になった昭和 58 年\*月頃に、母親が、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付していたと主張しているが、申立期間当時の国民年金の加入状況及び保険料の納付状況は不明であること、申立人の国民年金の加入手続が行われたのは、61 年 5 月頃であると推認できることから、国民年金の加入手続時期についての申立人の主張と一致しない上、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらないことなどを理由として、既に当委員会の決定に基づき平成 23 年 8 月 24 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の申立てにおいて、申立人は、夫の年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、22 歳の会社に入社した日となっているが、申立人の年金手帳の「初めて被保険者となった日」は、20 歳の前日の昭和 58 年\*月\*日となっているため、同日に私の国民年金の加入手続が行われた証拠だと思いと主張しているが、国民年金の「初めて被保険者となった日」は、加入手続時期を

特定するものではないことから、当委員会の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6770

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和30年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から60年3月まで

私の国民年金の加入手続については、私の夫が行い、加入手続後の私の国民年金保険料については、夫が、当初はいつの分かはよく分からないが一括して、その後は夫婦二人分を毎月納付していたはずである。

申立期間の夫の国民年金保険料は納付済みとなっているにもかかわらず、私の申立期間の保険料が未納とされていることに納得できない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、その夫が国民年金の加入手続を行い、加入手続後の国民年金保険料については、夫が、当初の期間は一括で納付し、その後の期間については夫婦二人分を納付していたと主張しているが、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付していたとするその夫は、国民年金の加入手続の時期、申立期間の保険料の納付金額についての記憶が明確ではないことから、国民年金の加入状況及び保険料の納付状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和61年3月と推認され、その時点において、申立期間のほとんどは時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。このため、申立人が主張するとおり、当該期間の保険料を納付するには、別の手帳記号番号が払い出されている必要があるが、当該期間の前後を通じて、同一市内に居住していた申立人に対して、別の手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情は見当たらず、その形跡も無い。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとするその夫は、申立人

の保険料を一括で納付したと主張しているが、申立期間直後の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの保険料を 62 年 7 月に納付していることがオンライン記録により確認できることから、夫が一括で納付したとする保険料は、申立期間直後に納付した過年度保険料であると考えるのが合理的である。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和48年12月から51年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和28年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年12月から51年6月まで

私は、昭和52年4月に結婚したことを契機に、区役所で国民年金の加入手続を行い、20歳になった48年\*月から加入手続を行うまで納付していなかった国民年金保険料を同区役所で遡ってまとめて納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和52年4月に区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同区役所で遡ってまとめて納付したと主張しているが、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された国民年金被保険者の保険料の納付記録から、53年7月又は同年8月と推認でき、国民年金の加入手続時期が申立人の主張する時期と一致しない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行ったと推認される昭和53年7月又は同年8月の時点において、申立期間の大半は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間であることから、申立期間全ての保険料を納付するためには、特例納付により納付するほか無く、当時、第3回特例納付が実施されていたものの、区役所で特例納付により保険料を納付することはできない上、申立人に特例納付により保険料を納付したとする具体的な主張は無く、申立人の特殊台帳には、申立期間の保険料が特例納付により納付されていたことをうかがわせる形跡も見当たらないことなどから、当該期間の保険料が特例納付により納付されていたとまでは推認し難い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付し

ていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川国民年金 事案 6772

### 第1 委員会の結論

申立人の昭和56年11月から60年9月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和36年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年11月から60年9月まで

私は、時期は不明だが、友人から勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、20歳まで遡って20万円から30万円ぐらいの国民年金保険料を市役所で納付し、同時に年金手帳を受け取った記憶がある。

遡って納付したはずの申立期間の国民年金保険料が、未納とされていることに納得がいかない。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「時期は不明だが、友人から勧められ、市役所で国民年金の加入手続を行った。その際に、20歳まで遡って20万円から30万円ぐらいの国民年金保険料を市役所で納付し、同時に年金手帳を受け取った記憶がある。」と述べているが、加入手続を行った時期についての記憶が定かではなく、当時の国民年金の加入状況が不明である。

また、申立人の国民年金の加入手続が行われた時期は、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された任意加入被保険者の被保険者資格取得日から、昭和62年10月下旬から同年12月中旬までの間と推認でき、その時点において、申立期間のほとんどの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、特例納付の実施期間ではないことから、当該期間の保険料を遡って納付することはできない。

さらに、オンライン記録から、申立期間直後である昭和60年10月から62年11月までの国民年金保険料を同年12月にまとめて納付していることが確認でき、その納付額が18万4,840円であることから、申立人が遡って納付したとしている20万円から30万円ぐらいという金額は、この期間の納付額とも考えられる。

加えて、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付するためには、別の国民年金手帳記号番号が払い出される必要があるが、申立人は、申立期間の始期から手帳記号番号の払出時期を通じて、同一市内に居住しており、別の手帳記号番号が払い出される事情は見当たらず、その形跡も無い。

その上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 神奈川県厚生年金 事案 7791 (事案 4864 の再申立て)

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 18 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 4 月 9 日から 45 年 7 月 21 日まで

申立期間について、脱退手当金を受給した記憶が無いため、第三者委員会に申立てを行ったが、「脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。」との回答だった。

私は、A社を退職する際に、同社の事務員から脱退手当金の受給を勧められたが、再就職をするつもりだったので、脱退手当金の請求手続を行っておらず、受給した記憶も無い。

再度審議の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

A社の申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 45 年 7 月の前後 3 年以内に同社において、資格喪失している同僚の脱退手当金の支給記録及び脱退手当金の支給記録のある複数の元同僚の供述を踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性が高いものと考えられること、健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の脱退手当金の欄には、脱退手当金の支給を意味する「○」が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は厚生年金保険被保険者資格喪失日から 2 か月後の 45 年 9 月 16 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかぬと見られ、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 12 月 22 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにおいて、申立人は、新たな資料を提出することなく、脱退手当金の受給に関して前回と同様の主張をするとともに、「社会保険

事務所（当時）がA社の担当者に厚生省（当時）が潰れるので脱退手当金を受給した方が良いと言ったために、同社の担当者は、退職者にその事を説明し、ほとんどの方が脱退した。社会保険事務所がこのような不適切な指導をしたことは納得できない。」と主張しているが、これらは委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情もないことから、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和5年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年6月25日から36年6月6日まで

私は、昭和35年6月25日から36年6月5日までの期間、妻の実家であるA社又はB社で正社員として勤務していた。甥<sup>おい</sup>が当時の会社の資料を所持しており、その中に私の申立期間における勤務記録があったにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無いのは納得できないので、調査の上、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

元事業主の息子から提出された雇員人名簿（社名記載無し）から、申立人が申立期間においてA社又はB社に勤務していたことが推認できる。

しかし、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿には申立人の氏名は無く、B社については、厚生年金保険の適用事業所となっていないことが確認できる。

また、元事業主の息子は、「父（元事業主）は、高齢のため当時のことは記憶に無く、当時の会社の資料は処分してしまった。」と回答していることから、申立人の厚生年金保険料の控除について確認することができない。

さらに、申立期間にA社における被保険者期間のある者に照会したものの、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがえる証言を得ることができなかった。

このほか、申立人は、申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる

関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和31年11月10日から34年3月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和34年5月1日から37年4月1日までの期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和15年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和31年11月10日から34年3月1日まで  
② 昭和34年5月1日から37年4月1日まで

申立期間①において勤務していたA社（現在は、B社）の厚生年金保険の標準報酬月額が1万円とされているが、昭和31年11月から32年12月までの給与は2万円、その後、33年1月から34年2月までの給与は2万5,000円であったと記憶しているので、調査の上、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

また、申立期間②については、C社に勤務したにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が無いので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、オンライン記録の標準報酬月額が当時の給与額より低額に記録されていると主張している。

しかしながら、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、昭和31年に厚生年金保険被保険者資格を取得した16名の元社員の標準報酬月額は、申立人の標準報酬月額とおおむね同額であることが確認でき、申立人の標準報酬月額が同僚と比較して低額である事情はうかがえない。

また、上記元社員のうち、連絡先の判明した5名に照会したが、いずれ

の元社員からも、厚生年金保険料控除額について証言が得られないことから、申立人の当該期間における厚生年金保険料控除額について確認できない。

さらに、B社は、申立人の当該期間における標準報酬月額の届出については不明としているものの、同社提出の昭和30年7月から31年6月までの会社事業概況説明書から、当該期間当時の申立人の給与額について、「オンライン記録の標準報酬月額で妥当と思われる。」と回答している。

このほか、申立人は、申立期間①において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間①について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

申立期間②について、C社の代表取締役の証言から、申立人が当該期間において同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、C社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿の記録によると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、昭和38年11月22日であることが確認できることから、当該期間は厚生年金保険の適用事業所になる前の期間である。

このほか、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 10 月 1 日から 40 年 9 月 1 日まで  
私が A 社で勤務した期間は、入社から退職まで毎年定期昇給があり、定期昇給に基づく標準報酬月額の改定が毎年行われていた。しかしながら、昭和 39 年の定期昇給に基づく標準報酬月額の改定が行われていないことが「ねんきん定期便」で確認できるので、厚生年金保険の記録を当該定期昇給後の給与に基づく標準報酬月額に訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A 社では毎年定期昇給があり、標準報酬月額も毎年増額の改定が行われていた。昭和 39 年の定期昇給に基づく標準報酬月額が増額改定されていないのはおかしい。」と主張している。

しかし、A 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人の同僚の申立期間における標準報酬月額を調査したところ、申立人と同様に標準報酬月額の改定時に、前の標準報酬月額と同額で決定されている同僚が複数いることが確認できることから、申立人のみが異なった取扱いとなっている事情はうかがえない。

また、申立人と同期入社と同僚や、申立人が名前を挙げている同僚等が、「申立期間当時の改定された標準報酬月額に不審な点はない。」と供述しているほか、上記の被保険者名簿を確認しても、申立人の標準報酬月額の記載内容に不備は無く、オンライン記録とも一致しており、遡及して標準報酬月額が訂正された形跡も見当たらない。

さらに、A 社は、申立期間当時の賃金台帳等を保管しておらず、申立人も、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給

与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していないことから、申立人の申立期間における報酬月額及び厚生年金保険料の控除額を確認することができない。

このほか、申立期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和4年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年4月1日から3年12月31日まで  
夫は、経営していた会社の業績が思わしくなく、社会保険事務所（当時）に呼ばれて、厚生年金保険から脱退を勧められたと言っていた。  
しかし、標準報酬月額について、減額することについては聞いていないのに8万円に減額されているので、記録を訂正してほしい。  
（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

## 第3 委員会の判断の理由

オンライン記録では、申立人の申立期間における標準報酬月額は、当初、53万円と記録されていたところ、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日（平成3年12月31日）より後の4年2月15日付けで、8万円に遡及して引き下げられていることが確認できる。

しかしながら、申立人は、申立期間当時、A社の代表取締役であったことが商業登記簿謄本により確認できる。

また、当時、A社の役員でもあった申立人の妻は、「申立期間当時、会社は、社会保険料の滞納があり、社会保険事務所の担当者から厚生年金保険の脱退を勧められ、社長である夫の指示で脱退手続の書類を提出した記憶がある。」、「代表者印については、夫と私の二人で管理していた。使用する場合は、社長である夫の了解の上で使用していた。」と述べている上、元社員の一人は、「経理や社会保険事務に関して権限を持っていたのは、社長だと思う。」と述べていることを踏まえると、申立人が事業主として申立期間に係る標準報酬月額の減額に関与していなかったとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、A社の代表取締役であった申立人が、自らの標準報酬月額の減額処理に関与しながら、その処理が有効なものではないと主張することは信義則上許されず、申立人の申立期間について、厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年11月1日から45年10月1日まで  
② 昭和46年10月1日から51年3月1日まで

夫は、A社(現在は、B社)にC職として勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の標準報酬月額が当時の給与額に比べ低く記録されている。夫は、契約社員だったため、ほかの同僚と比べ特に給与額が高かったはずなので、標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

### 第3 委員会の判断の理由

申立人は、当時受け取っていた給与額よりオンライン記録の標準報酬月額が低いと申し立てている。

しかし、同僚の一人は、「申立期間当時は給与として、月の保証給である契約料と担当料が支給されていたが、担当料については、毎月決まって支給される手当ではなかった。変動の無い契約料で報酬月額の届出がされていたようだ。」と述べている。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている申立人の標準報酬月額は、申立期間においてオンライン記録と一致しており、標準報酬月額について訂正等の不自然な処理が行われた形跡は見られない。

このほか、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、

申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。